

区長報告第七号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、損害賠償額の決定を平成三十年八月二十日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成三十年九月十一日

港区長 武井雅昭

記

一	件名
二	損害賠償額
	庁有車の交通事故に係る損害賠償
	四十三万八千八百十三円